

特定給食施設 給食開始届の提出について

給食を開始する（した）時は、健康増進法第 20 条第 1 項、港区健康増進法施行細則第 4 条第 1 項の規定により、事業の開始日から 1 ヶ月以内に開始届の提出が必要です。

提出する書類

- | | | |
|-----------------------------|---|-------|
| (1) 給食開始届（第 4 条関係）（第 2 号様式） | } | 各 1 部 |
| (2) 給食運営状況票 | | |
| (3) 給食施設の平面図 | | |

注 1) 開始届は、給食施設の設置者が提出します。

例：都立病院は「東京都知事」、事業所は「代表取締役社長〇〇」

注 2) また、開始届の届出内容に変更があった場合は、「給食届出事項変更届」の提出が必要です。

用紙の入手について

- (1) 港区公式ホームページからダウンロード
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届出関係→(1) 給食開始届関係
- (2) 郵送を希望する場合
あて先を記載した返信用封筒（切手貼付）を下記までお送りください。
- (3) 保健所窓口の場合
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口でお渡ししています。

提出について

- (1) 郵送の場合
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品栄養表示担当まで送付してください。
- (2) 保健所の窓口の場合
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口へ提出してください。

<問合せ及び送付先>

港区みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当
〒108-8315 港区三田 1-4-10 TEL 03 (6400) 0057(直通)
※平成 30 年 4 月 1 日から担当部署が変更になりました。